少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に関する意見書

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については義務標準法の改正がおこなわれず、加配措置に留まってる。

現在、社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっている。また、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要である。兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた「教育復興担当教員」「心のケア担当教員」の実践を継承し、地域社会とのつながりや子どもたちの生活支援をリードするため日常的な心のケアのとりくみをすすめているところである。

また、日本は、OECD 諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げており、保護者も３０人以下学級を望んでいることはあきらかである。

当然、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要といえる。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

記

１．少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。

平成２４年６月１８日

内閣総理大臣　　野田　佳彦　様
財 務 大 臣　　安住　　淳　様
文部科学大臣　　平野　博文　様
総 務 大 臣　　川端　達夫　様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長　　小林　俊之